

(資料編VI-5-1) 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台/日	規 制 基 準		気象観測所	危険内容	迂 回 路	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置		
			自 至	郡市 郡市		町村字 町村字	延長 (km)						規 制 基 準 値 ( mm )	
													通 行 注 意 通 行 止 時 間 雨 量 時 間 雨 量	連 続 雨 量 連 続 雨 量
1	2 9 9 号	秩父	小鹿野町河原沢	群馬県境	4.9	11,249	なし	120	河原沢 (河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 崩	なし	S45		
一 般 国 道 計			1	区 間	4.9									

道路種別 一般県道

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台/日	規 制 基 準		気象観測所	危険内容	迂 回 路	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置		
			自 至	郡市 郡市		町村字 町村字	延長 (km)						規 制 基 準 値 ( mm )	
													通 行 注 意 通 行 止 時 間 雨 量 時 間 雨 量	連 続 雨 量 連 続 雨 量
2	大 野 東 松 山 線	東松山	ときがわ町大野		4.5	953	なし	100	七重 (河)	土 砂 崩 落	なし	S46		
3	西 平 小 川 線	東松山	ときがわ町雲河原 小川町上古寺		0.2	1,131	なし	100	雀川ダム (河)	路 肩 欠 崩 土 砂 崩 落	なし	S50		
4	中津川三峰口停車場線	秩父	秩父市中津川		4.2	950	なし	120	ふれあいの森 (河)	落 石 土 砂 崩 落	なし	S50		
5	矢 納 浄 法 寺 線	本庄	神川町上阿久原		2.5	2,944	なし	100	矢納 (河)	落 石 土 砂 崩 落	(国)462号	S46	2	
6	吉 田 太 田 部 譲 原 線	本庄	秩父市吉田太田部 神川町矢納		7.3	442	なし	120	矢納 (河)	落 石 土 砂 崩 落	(国)462号	S46	3	
7	坂 本 寄 居 線	熊谷	寄居町秋山		1.0	1,466	なし	120	寄居町役場 (河)	落 石 土 砂 崩 落	なし	S50		
一 般 県 道 計			6	区 間	19.7									
都 道 府 県 道 合 計			6	区 間	19.7									

(資料編VI-5-2) 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

図面 対照 番号	路線名	担当事 務所名	規制区間				交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	指定 年度	備考 交通 遮断装置
			自 至	郡市 郡市	町村字 町村字	延長 (km)						
8	254号朝霞	新座市大和田				0.1	45,192	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	なし	H4	
9	254号川越	富士見市水子 (東武東上線アンダーパス)				0.2	46,206	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(一)川越新座線	H4	
10	463号川越	所沢市西新井町 所沢市有楽町 (西武新宿線アンダーパス)				0.4	18,964	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(主)所沢狭山線 所沢市道3-85号線 所沢市道1-4号線	H24	
11	299号秩父 飯能	横瀬町横瀬 飯能市坂石				17.9	6,121	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(一)南川上名栗線 (主)青梅秩父線	S60	
12	140号秩父	秩父市荒川豊川 秩父市大滝(豆焼)				25.1	5,374	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	なし	H4	
13	140号秩父	長瀬町矢那瀬 寄居町末野				0.3	14,321	パトロール等により危険が予想される場合	落石	(一)長瀬玉淀自然公園線	H4	
14	140号秩父	長瀬町矢那瀬 長瀬町野上下郷				0.4	14,321	パトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	(一)長瀬玉淀自然公園線	H4	
15	122号BP 杉戸	蓮田市関山4丁目 蓮田市東3丁目 (宇都宮線アンダーパス)				1.7	21,490	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(主)さいたま栗橋線 (国)122号 (一)蓮田杉戸線	H19	
一般国道計			8	区	間	46.1						

道路種別 主要地方道

図面 対照 番号	路線名	担当事 務所名	規制区間				交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	指定 年度	備考 交通 遮断装置
			自 至	郡市 郡市	町村字 町村字	延長 (km)						
16	さいたま草加線	さいたま	川口市坂下町 (鳩ヶ谷地下道)			0.7	24,754	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(主)さいたま草加線	H17	
17	練馬川口線	さいたま	戸田市笹目南町 戸田市水川町			0.5	12,878	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	なし	H4	
18	朝霞蕨線	朝霞	朝霞市上内間木			2.0	13,361	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(主)さいたま東村山線	H4	
19	東松山桶川線	北本	桶川市川田谷 (榎戸橋)			0.2	13,025	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(一)下石戸上菖蒲線 (主)さいたま鴻巣線	H14	
20	さいたま鴻巣線	北本	桶川市川田谷 (滝の宮橋)			0.5	4,634	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(主)川越栗橋線	H4	
21	上尾久喜線	北本	上尾市上平 (上平橋)			1.0	15,106	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(一)上尾蓮田線	H4	
22	さいたまふじみ野所沢	川越	ふじみ野市大井蔵蔵野 (関越道アンダーパス)			0.3	11,969	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	ふじみ野市道1-38号線 ふじみ野市道1-43号線 ふじみ野市道2-30号線	H24	
23	川越坂戸毛呂山線	飯能	坂戸市元町 坂戸市泉町 (東武東上線アンダーパス)			0.5	13,196	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(主)日高川島線	H23	
24	青梅秩父線	秩父	飯能市上名栗 横瀬町芦ヶ久保 秩父市栃谷			6.5	3,720	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(国)299号 (一)南川上名栗線	H4	
25	熊谷小川秩父線	秩父	秩父市定峰頂上 皆野町金沢			8.1	8,939	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(一)三沢坂本線	H4	
26	前橋長瀬線	秩父	長瀬町中野上 皆野町野巻			1.5	2,955	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(主)秩父児玉線	H4	
27	皆野両神荒川線	秩父	秩父市吉田久長 秩父市上吉田			3.6	4,468	パトロール等により危険が予想される場合	落石	(主)皆野荒川線	H4	
28	皆野両神荒川線	秩父	小鹿野町小鹿野 秩父市荒川小野原			3.2	3,674	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(一)下小鹿野吉田線	H4	
29	皆野荒川線	秩父	小鹿野町長留 秩父市上吉田			5.0	4,801	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	なし	H4	
30	高崎神流秩父線	秩父	秩父市上吉田(土坂峠) 秩父市久那			7.9	1,753	パトロール等により危険が予想される場合	落石	なし	H4	
31	秩父荒川線	秩父	秩父市荒川日野 秩父市荒川久那			4.0	14,235	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(国)140号	H4	
32	秩父上名栗線	秩父	秩父市浦山 長瀬町岩田			10.0	686	パトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	なし	H4	
33	長瀬玉淀自然公園線	熊谷	寄居町金尾			2.4	6,676	パトロール等により危険が予想される場合	路面冠水	(国)140号	S63	
34	花園本庄線	熊谷	深谷市樺沢			0.3	10,395	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(国)17号	H23	
35	春日部久喜線	杉戸	宮代町道仏 宮代町中島 (みやしろ地下道)			0.2	15,131	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(一)蓮田杉戸線	H21	
36	葛飾吉川松伏線	越谷	吉川市美南一丁目 吉川市大字木壳			0.2	14,694	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	吉川市道2-217号線	H24	
主要地方道計			2	1	区	間	58.6					

道路種別 一般県道

図面 対照 番号	路線名	担当事 務所名	規制区間				交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	指定 年度	備考 交通 遮断装置
			自 至	郡市 郡市	町村字 町村字	延長 (km)						
37	吉場安行東京線	さいたま	川口市西立野			0.3	10,208	パトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(国)298号 (一)さいたま鳩ヶ谷線 (主)さいたま草加線	H4	

38	吉場安行東京線	さいたま市川口市安行原	0.2	10,208	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(一)金明町鳩ヶ谷線	H17	
39	和光志木線	朝霞市和光市本町 和光市新倉一丁目 (東武東上線アンダーパス)	0.5	12,892	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(主)和光インター	H24	
40	上尾蓮田線	北本市上尾市平塚 伊奈町小室 (平塚橋)	0.4	10,573	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(主)さいたま菖蒲線 (一)上尾環状線	H4	
41	蓮田鴻巣線	北本市北中丸 北本市古市場	0.3	9,826	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(国)17号 (主)行田蓮田線 (一)鴻巣橋川さいたま線	H15	
42	下石戸上菖蒲線	北本市朝日 (越沼橋)	0.1	12,490	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(主)行田蓮田線 (主)川越栗橋線 (一)蓮田鴻巣線	H14	
43	上尾環状線	北本市上尾市平塚 (国体橋)	1.0	7,931	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(一)上尾蓮田線	H4	
44	所沢堀兼狭山線	川越市狭山市狭山 狭山市上奥富 (国道16号アンダーパス)	0.6	23,714	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路面冠水	(一)所沢堀兼狭山線(側道)	H24	
45	南飯能線	飯能市南飯能市中藤上郷	2.0	7,554	バトロール等により危険が予想される場合	落石	なし	H4	
46	南川上名栗線	飯能市南川上飯能市上名栗	7.1	444	バトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	(国)299号 (主)青梅秩父線	H4	
47	中津川三峰口停車場線	秩父市中津川 秩父市中津川	9.2	950	バトロール等により危険が予想される場合	落石	なし	H17	
48	秩父多摩甲斐国立公園三峰線	秩父市中津川	9.3	1,676	バトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	なし	H4	
49	両神小鹿野線	秩父市小鹿野町両神薄字小倉 小鹿野町両神薄字大平	10.7	991	バトロール等により危険が予想される場合	落石	なし	H4	
50	藤倉吉田線	秩父市藤倉 小鹿野町藤倉	9.9	576	バトロール等により危険が予想される場合	土砂崩落	なし	H4	
51	下日野沢東門平吉田線	秩父市皆野町下日野沢 秩父市吉田阿熊	9.1	1,938	バトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落 路肩欠	(主)皆野両神荒川線	H4	
52	三沢坂本線	秩父市三沢 東秩父村境	7.9	586	バトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	(主)熊谷小川秩父線	H4	
53	石間下吉田線	秩父市石間 小鹿野町両神薄	5.0	444	バトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	なし	H4	
54	薄小森線	秩父市小鹿野町薄小森 八潮市木曾根	13.9	444	バトロール等により危険が予想される場合	落石 土砂崩落	なし	H4	
55	八潮三郷線	越谷市三郷市彦沢	1.1	23,499	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路面冠水	(国)298号 (一)越谷八潮線	H14	
一般県道計		19区間	88.6						
都道府県道合計		40区間	147.4						

(資料編VI-5-3) 災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定

1 災害時における交通誘導警備業務等に関する協定

埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県警備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における交通誘導警備業務等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、緊急に必要とする交通誘導その他の警備業務の実施について、甲が乙に対し協力を要請するに当たり必要な事項を定め、もって被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動を円滑に実施することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に実施を要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) 被災地における避難場所等の警戒活動警備業務
- (3) その他甲において必要と認める警備業務

（業務の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、埼玉県警察本部長を通じ、乙に対し、警備員の出動を要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、甲から業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲の指定する警備業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲が負担する。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、業務終了後、所定の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第7条 出動警備員が業務の実施により第三者に損害を与えた場合は、出動警備員の使用者たる警備業者又は当該警備員が負担する。

（災害の補償）

第8条 出動警備員が業務の実施により災害を受けた場合の補償は、出動警備員の使用者たる警備業者が負担する。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、埼玉県警察本部長と乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成9年7月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年7月24日

甲 埼玉県浦和市高砂3丁目15番1号  
埼玉県知事 土屋義彦  
乙 埼玉県浦和市仲町1丁目4番10号  
社団法人埼玉県警備業協会会長 川南昌義

2 災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定

埼玉県警察（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県警備業協会（以下「乙」という。）は、埼玉県（以下「県」という。）と乙との間で締結された災害時における交通誘導警備業務等に関する協定

(以下「基本協定」という。)の実施の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

(業務の要請の方法)

第1条 県から乙に対し、基本協定第3条に規定する要請が行われたときは、甲は乙に対し、具体的な業務内容、日時、場所及び必要な警備員数を示して、文書又は口頭等により指示するものとする。

2 乙は、前項に規定する指示に基づき、警備業者に当該業務を実施させる。

(出動警備員の資格等)

第2条 基本協定の要請業務に従事する警備員は、当該業務に関する専門的知識及び技能を有し、かつ、業務経験が1年以上の者でなければならない。

2 交通誘導警備業務に従事する警備員については、努めて警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)に合格した者を充てるものとする。

(業務の実施)

第3条 県の要請に基づき出動する警備員は、業務に必要な資機材を携行するとともに、指定された場所に出動し、当該警備員が所属する警備業者の指揮により、甲の指定する警備業務に従事するものとする。

2 警備業者は、出動後速やかに、出動人員及び現場責任者等を現場を管轄する警察署長に報告しなければならない。

3 乙は、出動後速やかに、警備業者ごとの出動警備員を甲に報告しなければならない。

4 乙は、業務終了後速やかに、警備業者ごとに当該出動警備員の出動日、出動時間、業務内容等を甲に報告しなければならない。

(業務実施上の留意点)

第4条 警備員は、業務に従事するに当たっては、警察官等との連携に努めなければならない。

(業務の解除)

第5条 甲は、業務の必要がなくなったときは、乙に対して、文書等により業務の解除を連絡するものとする。

(出動可能警備員の把握及び報告)

第6条 乙は、要請業務に応じるため、警備業者ごとに当該出動可能人員及び資機材を把握し、毎年、年度末までに当該人員等を甲に報告するものとする。

(訓練)

第7条 甲と乙は、業務を円滑に推進するため、協議の上訓練を実施するものとする。

(被災情報の提供)

第8条 乙及び警備業者は、警備業務等を通じて収集した被災情報を甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義あるときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年7月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年7月24日

甲	埼玉県警察本部長	服部 範 雄
乙	社団法人埼玉県警備業協会会長	川 南 昌 義